

[はじめに]

平成10年4月17日、京都市社会教育委員会議は、京都市教育委員会教育長から、「京都の21世紀を切り拓く今日的生涯学習施策の在り方について」と題する諮問を受けた。

その11年前、昭和62年6月に社会教育委員会議は一つの答申を教育委員会に提出している。「生涯教育の観点を踏まえ、長期的展望に立った本市社会教育の在り方について」^{*1}である。

11年の歳月は、「生涯教育」^{*2}から「生涯学習」^{*3}へと学習者の視点に立った新たな流れを作り、この間、答申の趣旨を具体化する様々な施策が展開され着実な進展を遂げてきた。

審議に当たっては、そうした成果の上に立って、今日の市民の意識と21世紀初頭に想定される京都市を取り巻く社会情勢に配慮しながら、

- ① 京都市における生涯学習の理念
- ② 社会教育を核とした公的生涯学習施策（特に、地域コミュニティの再生と人づくりを視野に入れた人的、物的支援策）
- ③ 総合行政としての推進策及び民間とのパートナーシップ構築に向けた連携と役割分担

という3点の諮問事項を中心として、学習支援の仕組みをもう一度整理し、今後、行政としてどのような体系化を図るべきか、その方向性を打ち出すことを大きなねらいとした。

生涯学習とは、文字どおり人間の生涯にわたって営まれる学習活動ととらえることができるが、行政施策として推進する目的、内容、範囲等の基本的部分については、

* 1) 人間の生き方そのものである〈ハートウェア〉を豊かにしていくために、〈市民一人一人の生きがい追求〉と、〈市民相互の寄り合い交流〉を結びつけて、生涯教育・生涯学習を進めていくという考え方方が示された。

* 2) Life-long integrated education (一生懸命にわたって統合された教育)。1965年ユネスコのポール・ラングランによって提唱された考え方で、個人の生涯を通しての教育機能の統合(垂直的統合)と個人及び社会の生活全体にかかる教育機能の統合(水平的統合)を意味する。

* 3) 用語の定義は特になされていないが、一般的には、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念、個々の学習活動やその全体、人々が生涯に行うあらゆる学習などの意味で使われている。

今もって統一された見解がなく、「学校教育」や「社会教育」が法において目的等を定義付けられていることは、大きな違いが根底にある。

生涯学習政策の導入・振興期を経た今日、その発展に向けて、理念、今後の方向性を改めて整理すべき時期を迎えていよいよ。

本社会教育委員会議は、こうした視点に立って、この先10年を見据えた京都市ならではの生涯学習推進体系のあり方、重点的に展開すべき公的施策のあり方及び民間教育事業者や各種教育機関、企業、N P O^{*4}も含めた広範な学習環境の創出について審議を重ね、本日、ここに答申としてまとめ、提出するものである。

* 4) 非営利民間組織。平成10年3月に「特定非営利活動促進法」(N P O法)が成立し、同年12月に施行された。同法の対象となる12の分野には、「社会教育」「文化」「芸術」「スポーツ」などが含まれており、生涯学習施策と大きくかかわっている。